

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年10月17日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第6条第1項及び第4号様式注以外の部分中「第9条第1項」を「第19条第1項」
に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)